

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市波の上ビーチ広場 行為の許可等		
根拠法令及び条項	那覇市波の上ビーチ広場条例 第7条、第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙1のとおり		
審査基準 設定年月日	平成17年9月30日 (那覇市波の上ビ ーチ広場条例)	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(3日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成17年9月30日 (那覇市波の上ビ ーチ広場条例)	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 1

那覇市波の上ビーチ広場条例 第7条、第8条

(行為の許可)

第7条 ビーチ広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、その行為に係る指定管理者の許可(以下「行為の許可」という。)を受けなければならない。

(1) 公園条例第3条第1項各号に規定する行為

(2) バーベキューのための火気の使用

(3) その他指定管理者が必要と認める行為

2 行為の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、内容その他指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 行為の許可を受けた者は、許可された事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出してその許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が公衆のビーチ広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り行為の許可を与えることができる。

5 指定管理者は、行為の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可)

第8条 シャワー室を利用しようとする者は、その利用に係る指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。